

京都薬科大学海外短期留学奨学金取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都薬科大学奨学金規則第5条第2項の規定に基づき、京都薬科大学（以下「本学」という。）に在学する1年次から3年次の学部学生（以下「学生」という。）の海外短期留学に対する奨学金（以下「奨学金」という。）の取扱いに関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 奨学金は、本学の学生に海外における語学研修又は各種研修プログラム等に参加する機会を与え、海外における学習及び生活を通して、広い視野と豊かな感性を持った優秀な人材の育成に寄与することを目的とする。

(給付対象)

第3条 奨学金の給付対象となる海外留学は、留学期間が30日以内であり、かつ、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) ドイツ University of Freiburg が主催する海外留学事業
- (2) 米国 MCPHS (Massachusetts College of Pharmacy & Health Sciences) University が主催する海外留学事業

2 奨学金の給付対象となる学生は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学生相談員の推薦を得て、前項に規定する海外留学事業に申請した者
- (2) 所属分野等の分野主任又はセンター長等の推薦を得て、前項に規定する海外留学事業に申請した者

(申請手続)

第4条 奨学金の給付を受けようとする学生（以下「申請学生」という。）は、次の各号に掲げる書類を、本学が指定する期日までに事務局国際交流推進室（海外留学担当）に提出しなければならない。

- (1) 海外短期留学申込書 兼 奨学金申請書（別紙様式1）
- (2) 語学能力証明書
- (3) 健康診断書
- (4) パスポートのコピー
- (5) その他本学が指定する書類

(選考)

第5条 奨学金の給付額及び採用人員は、当該年度の予算額に基づき、学内学業成績及び語学能力を考慮して国際交流推進委員会（以下「委員会」という。）の審査を経て学長が決定する。

(奨学金額)

第6条 第3条第1項に規定する事業に対する奨学金は、往復渡航費の一部補助として次の各号に掲げる額とする。

- (1) 第3条第1項第1号に係る事業 一人当たり 10万円

- (2) 第3条第1項第2号に係る事業 一人当たり 20 万円
- 2 前項の奨学金の給付は、在学中いずれか1回に限るものとする。
(採用決定通知等)

第7条 学長は、奨学金の給付を決定したときは、申請学生及び在学保証書に記載の保証人に通知する。

- 2 前項の通知を受けた申請学生（以下「奨学生」という。）は、第3条第2項の規定により推薦を受けた学生相談員、分野主任又はセンター長等に採用決定の報告を行わなければならない。

(遵守事項及び誓約書の提出)

第8条 奨学生は、留学前及びも留学後において、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 本学が定める留学に必要な各種費用の支払期限、各種書類等の提出期限
- (2) 本学が開催する事前及び事後研修への参加
- (3) その他本学が指示する事項

2 奨学生は、留学中において、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 日本国の法令及びルール
- (2) 滞在先の法令及びルール
- (3) 本学引率職員が指示する事項
- (4) その他本学が指示する事項

3 奨学生は、海外短期留学に参加するにあたり、本学所定の誓約書を指定する期日までに事務局国際交流推進室（海外留学担当）を経て学長に提出しなければならない。

(奨学金の給付)

第9条 奨学金は、留学の出発日までに、奨学生の指定する銀行その他の金融機関における預貯金口座に振り込む。ただし、留学受入先機関からの求めに応じて、本学が奨学生に代わり奨学金の全額又は一部を留学先機関に支払うことがある。

2 前項本文の規定により奨学金を金融機関の口座振込とする場合は、奨学生は所定の期日までに奨学金振込口座届を提出しなければならない。

3 前項に規定する所定の期日までに奨学金振込口座届の提出がない奨学生は、奨学金の給付を辞退したものとみなし、給付を取り消す。

(給付の取消)

第10条 学長は、前条第3項に定めるもののほか、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨学金の給付を取り消すことができる。

- (1) 申請書類に虚偽が判明した場合
- (2) 休学、退学、学業成績の不良その他の事由により留学が不可能になった場合
- (3) その他素行不良等により奨学生としての適性を欠くと判断した場合

(奨学金の返還)

第11条 学長は、奨学金の給付後において、前条の規定により給付を取り消された奨学生に対し、奨学金の返還を求めることができる。

2 学長は、奨学生が留学期間中において、学生の本分にもとる行為等により奨学生として
適当でないと判断したときは、奨学金の返還を求めることができる。

(報告義務)

第12条 奨学生は、帰国後2ヶ月以内に健康状況及び海外留学の成果等を、海外短期留学
成果報告書(別紙様式2)により、学生相談員、分野主任又はセンター長等を経て学長に
報告しなければならない。

(事務)

第13条 奨学金に関する事務は、関係各課の協力を得て事務局国際交流推進室(海外留学
担当)において処理する。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、奨学金の取扱いに関し必要な事項は、学長が定め
る。

附 則

この規則は、2014年12月1日から施行する。

附 則

この規則(一部改正)は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規則(一部改正)は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この要綱(一部改正)は、2018年11月1日から施行する。

海外短期留学申込書 兼 奨学金申請書

年 月 日

京都薬科大学長 殿

申請者：所属・年次

学籍番号

氏 名

㊞

学生相談員、分野主任又はセンター長等：

氏 名

㊞

次の海外短期留学に申込みいたします。併せて京都薬科大学海外短期留学奨学金を申請いたします。

留学期間	年 月 日 (出発予定日) ～ 年 月 日 (帰国予定日)
留学先国名	
留学先大学名	
留学申込理由	
留学への意気込み・留学で学びたいこと	
T O E I C	点 (受験日： / /)
その他語学能力証明	(受験日： / /)
その他特記事項 (海外経験等)	
保証人誓約欄	年 月 日 上記の留学については、同意していることを誓約します。 住 所 連絡先 (電話番号等) 氏 名 ㊞ (続柄：)

注. ご記入頂きました個人情報 は 留学生管理事務にのみ使用します。

海外短期留学成果報告書

年 月 日

京都薬科大学長 殿

申請者：所属・年次

学籍番号

氏 名 ㊟

学生相談員、分野主任又はセンター長等：

氏 名 ㊟

下記の通り報告いたします。

留 学 期 間	年 月 日 (出発日) ～ 年 月 日 (帰国日)
留 学 先 国 名	
留 学 先 大 学 名	
健 康 状 態	
留 学 の 成 果 (留学を通して学んだこと、課題、今後どう活かしていきたいか等)	
今回の留学について 意見、感想等があればご記入ください。	

注1. この報告書は、帰国後2ヶ月以内に学生相談員又は分野主任等を経て事務局国際交流推進室に提出してください。

注2. ご記入いただきました個人情報は、留学生管理事務にのみ使用します。